



決済端末補助における端末設置期限の特例

重要

キャッシュレス・ポイント還元事業では、キャッシュレス決済端末導入への補助を受けるために、2020年5月31日までに店舗に決済端末を設置することが必要です。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けて、この期限を一部緩和いたします。新型コロナウイルス感染症による影響で計画通りに決済端末の導入を実施できなかったと証明できる場合に限り、導入期限を2020年6月30日まで延長いたします。

(注) 条件を満たした場合のみ特例が適用されます。詳細は、ご契約されている決済事業者にお問合せください。

<特例の対象>

- ・ 決済端末は納品されたものの、端末設置事業者や店舗が業務停止又は縮小しており、端末設置自体が困難な場合
- ・ 決済端末を発注したものの、製造会社が業務停止又は縮小している場合 など

<条件>

- ・ 2020年5月31日までに端末を設置する予定であったが、新型コロナウイルス感染症による影響で設置が遅れていることを証明できること
- ・ 緊急事態宣言発令（2020年4月8日）以前に、該当端末等が発注されていること など